

避難行動要支援者 支援マニュアル

令和8年3月

石狩市

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 避難行動要支援者制度の概要

1. 避難行動要支援者とは	2
2. 避難支援等関係者とは	2

第2章 避難行動要支援者名簿

1. 避難行動要支援者名簿とは	4
2. 名簿情報の提供について	5
3. 避難行動要支援者名簿の活用方法等について	6

第3章 個別避難計画の作成について

1. 個別避難計画とは	12
2. 個別避難計画の作成対象者	12
3. 個別避難計画の記載内容	12
4. 個別避難計画の作成	13

第4章 避難行動要支援者等への配慮について

1. 聴覚障がいについて	24
2. 視覚障がいについて	25
3. 肢体不自由について	25
4. 内部障がいについて	26
5. 知的障がい／発達障がいについて	27
6. 精神障がいについて	28
7. 要介護の方について	28

【資料】 地域情報発信アプリ「いしポ」

石狩市緊急情報電話配信サービス

はじめに

平成 23 年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、障がい者の死亡率は被災住民全体の約 2 倍に上ったといわれています。また、災害時の支援者である消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名に上るなど、多数の方が犠牲となりました。

この教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」という）の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という）を作成することが市町村に義務付けられました。

近年の災害においても、高齢者や障がい者が犠牲となっていることや、令和元年東日本台風等による災害の教訓を踏まえ、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が再び改正されました。これにより、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするため、避難行動要支援者ごとに避難計画（以下「個別避難計画」という）を作成することが市町村の努力義務とされました。

石狩市では、国の取組指針を基本としつつ、地域の実情も踏まえて避難行動要支援者の避難支援対策を進めています。しかし、支援体制の構築や個別の避難方法の確立等には、地域の皆様との連携が不可欠です。全ての方が安心して暮らすことのできるまちづくりに向けて、ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。



第1章 避難行動要支援者制度の概要

災害が発生した場合、私たちはまず自身の安全を守らなければなりません
が、自力で避難することが困難な方を守るためには、行政機関だけでなく、地
域住民による支援活動が不可欠です。

避難行動要支援者制度は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成し、
消防や警察、自治会・町内会等の関係者（以下、「避難支援等関係者」とい
う）と共有する仕組みです。平常時から情報を共有し、支援方法を検討してお
くことで、災害時の安否確認や避難情報の伝達、避難誘導などが円滑に行える
ようになります。

1. 避難行動要支援者とは

災害発生時、または災害発生のおそれがある時に、自ら避難することが困
難な方で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援を必要とする方のこと
です。



2. 避難支援等関係者とは

災害発生時、または災害発生のおそれがある時に、避難行動要支援者の避
難支援を行っていただく方のことです。

避難支援等関係者になる方は、公的な機関だけでなく、地域で一緒に暮ら
す身近な方々も含まれます。

- ・ 消防、警察
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員

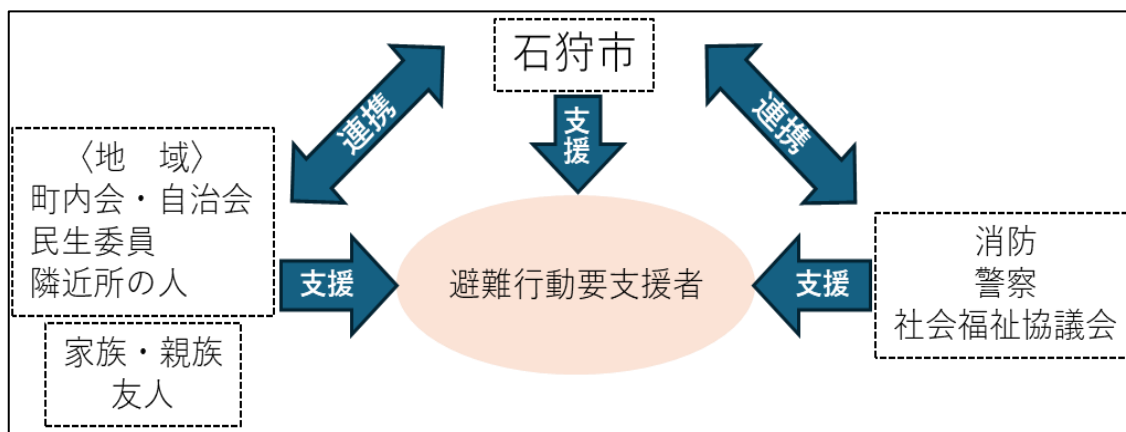
- ・自治会、町内会
- ・自主防災組織
- ・近隣住民 など



災害発生時等の避難支援については、避難支援等関係者による任意の協力として、可能な範囲でお願いするものであり、法的な責任や義務を負うものではありません。

避難を支援する方は、ご自身や家族の安全を最優先に確保したうえで、可能な範囲での避難支援をお願いします。

《避難行動要支援者制度の体制（イメージ）》



第2章 避難行動要支援者名簿

1. 避難行動要支援者名簿とは

平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。生活の基盤が市内の自宅にあり、次のいずれかに該当する方が名簿に掲載されます。

(1) 名簿に掲載される方

- 要介護認定2～5の方
- 身体障害者手帳が下表に該当する方
- 療育手帳Aの方
- 精神障害1級・2級の方
- 難病疾患で身体障害1級・2級の方
- 従来の災害時要援護者名簿¹に登録されていた方



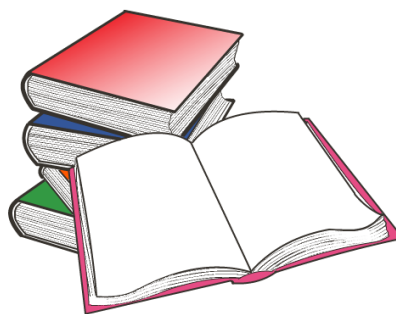
障害の種別		障害の級別
視覚障害		1級又は2級
聴覚障害		2級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1又は2級の2
	下肢	1級又は2級
	体幹	1級又は2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		1級又は2級
呼吸器機能障害		1級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級
小腸機能障害		1級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級又は2級
肝臓機能障害		1級又は2級

¹ 平成16年から開始され、避難支援希望者のみ名簿に掲載し、災害時の避難誘導や安否確認等を支援するという制度。避難行動要支援者制度の開始に伴い廃止。

(2) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の情報が掲載されています。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由



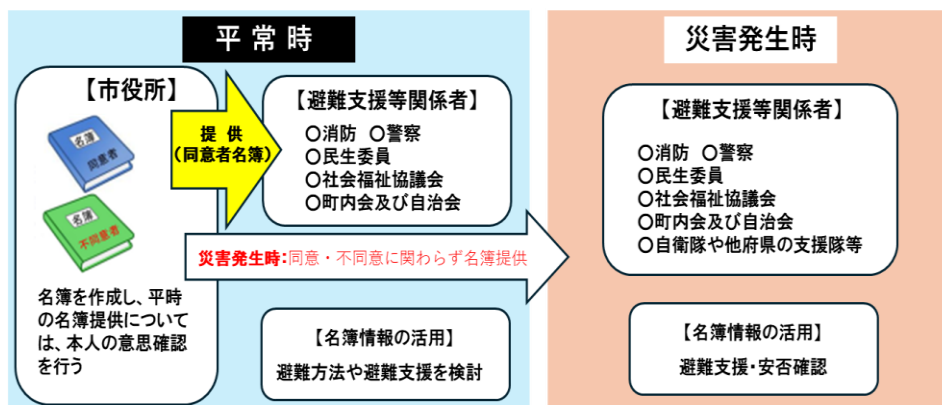
2. 名簿情報の提供について

避難行動要支援者名簿を平常時から提供し、支援対策等を検討しておくことは、災害時の安否確認や避難支援を円滑に行うために大変重要です。

名簿の情報は、本制度の趣旨に同意された方（不同意の申し出のない方）に限り、避難支援等関係者に提供します。提供に同意されない場合は、「避難行動要支援者名簿情報提供不同意申出書」の提出が必要です。

なお、平常時の名簿提供について、同意・不同意の意思が変わった場合は変更することが可能ですので、市役所にお問い合わせください。

※災害時には同意・不同意の有無に関わらず名簿情報を提供します。



名簿には個人情報に掲載されていますので、取扱いには十分注意してく

ださい。

- ◆ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 13 の規定により名簿情報の提供を受ける者に守秘義務が課せられます。
- ◆ 避難行動要支援者名簿を取り扱う者は必要かつ最小限の人数とし、必要以上のコピーはしないでください。コピーしたものは名簿を更新する際に市が回収します。
- ◆ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所に保管する等、厳重に保管し、紛失しないように適切に管理しましょう。また、名簿更新の際は、必ず古い名簿を石狩市に返却するようにしましょう。
- ◆ 名簿の紛失や異常があった際には直ちに石狩市に連絡してください。

【必要かつ最小限の取扱いについて】

自治会・町内会へ提供された名簿情報は、災害発生時に迅速な避難支援を実施できるよう、自治会・町内会内で判断のうえ、必要かつ最小限の範囲で共有していただくことは可能です。

《例》

- ・自治会、町内会の役員のみ共有しておく
- ・各班長に担当区域の支援者情報のみを共有しておく 等

3. 避難行動要支援者名簿の活用方法等について

（1）避難行動要支援者名簿の更新について

名簿は年に 1 回、以下の手順で更新作業を実施しています。

① 対象者の抽出

要介護認定や障害者手帳の交付状況等を確認し、対象者を抽出します。

② 情報の照合・整理

住民基本台帳の情報と照合し、市外への転出、施設入所、亡くなった方等の情報を名簿から削除します。

③ 新規対象者への意思確認

新たに名簿の対象となった方に対し、平常時から避難支援等関係者（消防、警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会・町内会）へ名簿情報を提供することについて、同意・不同意の意思確認を行います。

④ 関係者への名簿提供

避難支援等関係者が保有している名簿を回収し、最新の情報に更新された新しい名簿と交換します。

(2) 避難行動要支援者名簿の活用方法について

① 平時における避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難行動要支援者への訪問調査

避難支援活動を円滑に進めるために、自治会・町内会や民生委員等の皆様は、以下のポイントを参考に避難行動要支援者のお宅を訪問してみましよう。

●**連絡先**：本人の連絡先、緊急連絡先（家族・親族など）

●**支援が必要な時間帯**：同居家族が不在になる時間など

●**希望する支援**：避難情報の伝達、避難施設までの避難誘導など

平常時から訪問調査等を実施することは、避難行動要支援者との関係づくりにもつながります。

イ 避難支援策等の検討

避難行動要支援者の状態によっては、安否確認や情報伝達のみで済む方、車いすの補助を必要とする方など、必要な支援が異なります。訪問調

査等を通じて対象者の具体的な状況を把握し、適切な支援策を決めましょ
う。

また、避難支援等関係者は、隣近所の方を中心に複数人選定するように
しましょう。特定の個人に依頼することが難しい場合は、自治会・町内会
や民生委員、自主防災組織等で避難支援を実施する体制を検討しましょ
う。

ウ 平常時からの見守り活動や防災訓練の実施

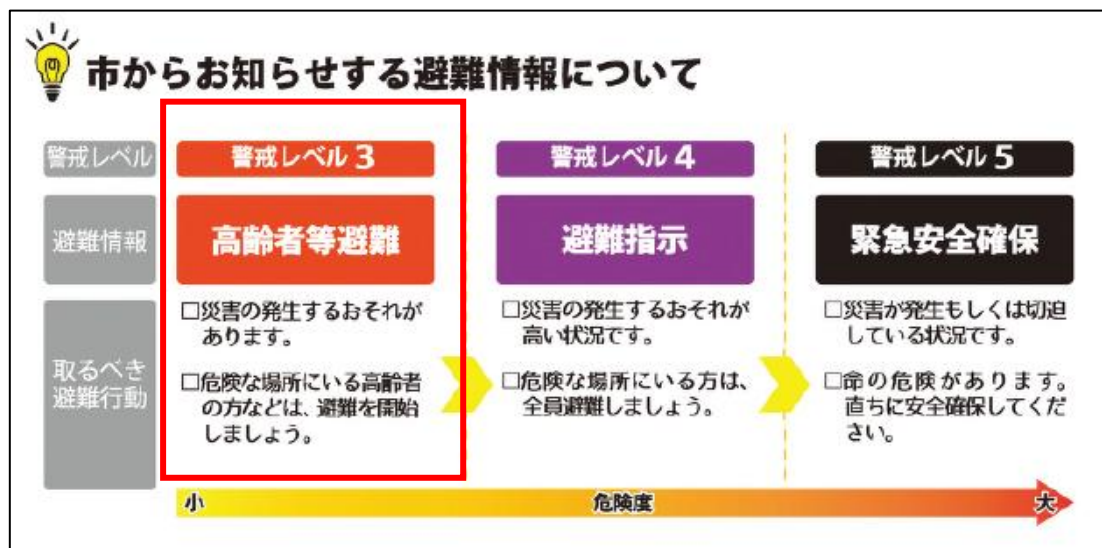
災害時に避難支援を円滑に実施するためには、平常時から見守り活動等
を通じて、避難行動要支援者と地域との良好な関係をつくっておくことが
重要です。防災訓練等を行う場合には、避難行動要支援者を含めた訓練も
実施すると良いでしょう。

② 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難のための情報伝達


避難行動要支援者の中には、避難情報を把握することが困難な方もいま
す。避難支援者の方は、お近くの避難行動要支援者に避難情報を伝え、避
難を呼び掛けてください。

【避難情報について】



避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は、「レベル3：高齢者等避難」が発表された段階でただちに避難を開始しましょう。避難所まで避難する時間がない場合には、屋内の安全な場所に移動するなど身の安全を確保する行動を取りましょう。

【緊急情報の取得手段について】

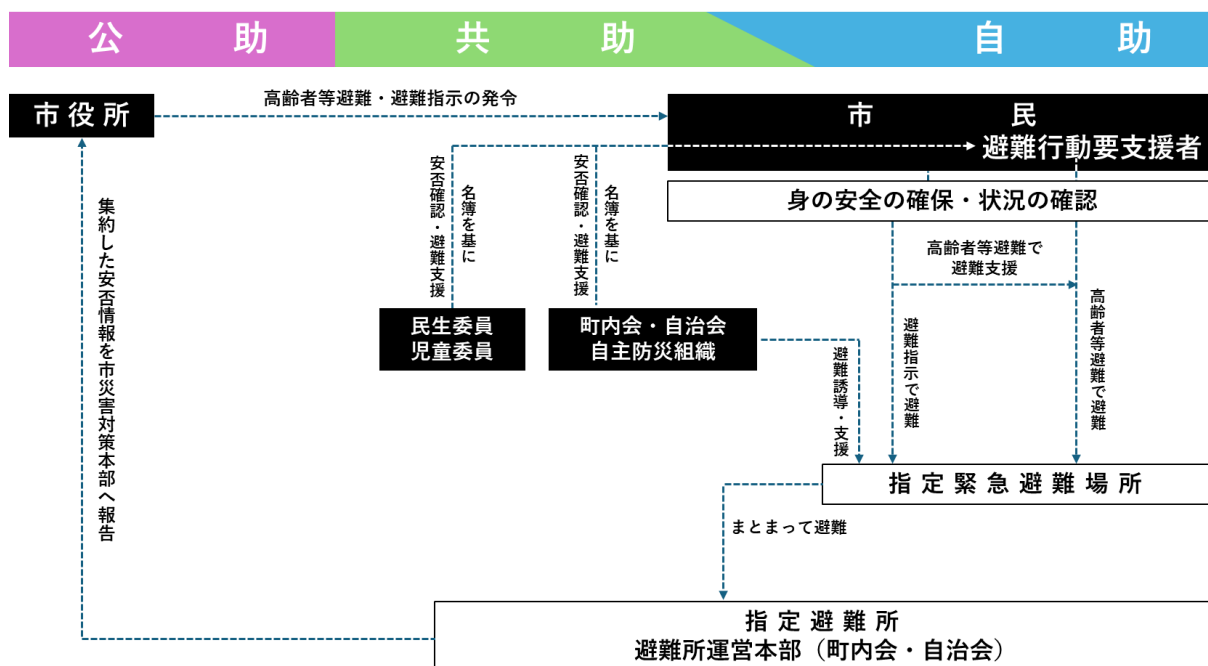
- ① テレビ・ラジオ・携帯電話等の緊急エリアメールを通じてお知らせします。
- ② 携帯電話等のメールでお知らせします（事前登録が必要）。
・二次元バーコードより空メールを送信していただくか、
・mail.ishikari-city@raid3.ktaiwork.jp宛てに空メールを送信してください。

- ③ X（旧 Twitter）でお知らせします（アカウント：@bousai_ishikari）。
- ④ 防災行政無線でお知らせします（放送内容の確認は72-3150）。
- ⑤ 広報車でお知らせします。
- ⑥ 石狩市公式LINEでお知らせします（アカウント：@ishikari_city）
- ⑦ 石狩市行政情報ポータルアプリ「いしぽ」
※登録方法は、末尾の資料を確認してください。
- ⑧ 石狩市緊急情報電話配信サービス
※登録方法は、末尾の資料を確認してください。

災害発生時、石狩市では上記の方法で緊急情報をお知らせします。万が一に備えて複数の情報取得手段を準備しておきましょう。

イ 避難所までの避難支援

避難行動要支援者が最寄りの避難所まで避難することが困難な場合は、避難誘導等の避難支援が必要です。しかし、避難支援の実施にあたっては、避難支援等関係者自身や家族の安全が優先されます。そのため、要支

◆◆大雨や土砂災害など、事前に危険を予測できる場合◆◆



第3章 個別避難計画の作成について

1. 個別避難計画とは

個別避難計画とは、災害発生時に避難行動要支援者が迅速に避難できるように、一人ひとりの状況にあわせて配慮が必要な事項や避難先、必要な支援等について記載した計画のことです。避難行動要支援者の避難支援をより実効性のあるものにするためには、この個別避難計画を作成しておくことが重要です。

※個別避難計画を作成しておくことで、災害が発生、又は発生野おそれがある時に避難支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者やその家族の安全が前提となるため、災害時の避難行動の支援が必ず保証されるものではありません。

2. 個別避難計画の作成対象者

避難行動要支援者名簿に掲載されている方で、個別避難計画の作成に同意された方を対象としています。

3. 個別避難計画の記載内容

計画書には以下の内容が記載されます。

氏名／生年月日／性別／住所／連絡先／配慮が必要な事項／

避難時に必要な支援／世帯状況／避難先／緊急連絡先／

避難支援者／避難時の持ち物、等

4. 個別避難計画の作成

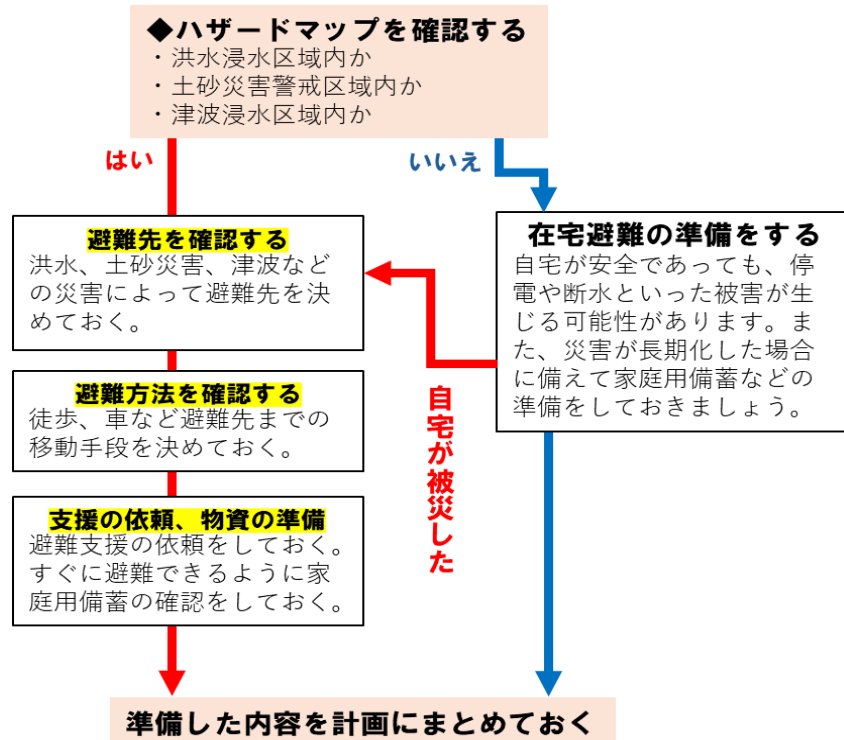
(1) 計画作成の事前準備

《洪水・土砂災害》

大雨や台風等による気象災害は、気象情報を確認することで事前に発生を予測することが可能です。災害の発生に備えて迅速な避難ができるように準備しておくことが重要です。また、浸水想定区域外のため在宅避難が可能な場合でも停電や断水等の被害を想定して、在宅避難のための準備をしましょう。

《地震・津波》

地震や津波はいつ・どこで発生するのか予測することができません。津波浸水想定区域外であっても地震により隣近所で火災が発生する場合や、自宅が倒壊する等して立退き避難せざるを得ない場合も考えられます。



(2) ハザードマップの確認

災害時に適切な避難行動をとるために、自宅のハザード状況を確認しましょう。ハザード状況は、次の方法で確認できます。

【スマートフォンをお持ちの方】

◆ 石狩市行政情報ポータルアプリ「いしぽ」

みなさんのスマートフォンにインストールして使用するアプリです。

(アプリの主な機能)

- 警報や避難情報などの緊急情報をプッシュ通知でお知らせ
- ハザードマップが確認でき、避難所までのルート案内が可能
- 文字の音声読み上げ機能を搭載
- 災害時に緊急モードに切替わり、早急な避難を促す、等

右の QR コードを読み取り、

「ライフビジョン」をインストールして
いただき、地域選択でご自宅の郵便番号
を入力すると「いしぽ」を利用すること
ができます。

※石狩市外在住の方は「0613292」と入力



Android の方



iPhone の方

【スマートフォンをお持ちでない方】

◆ 石狩市地区防災ガイド (ハザードマップ)

ハザードマップ（紙面）については、市役所で配付しています。
石狩市公式ホームページでも PDF データで確認が可能です。



【石狩市公式ホームページ「石狩市地区防災ガイド（ハザードマップ）」】

URL：<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/bosai/1005776/1004565/1002292.html>

◆ 石狩市防災 GIS（ハザードマップ）

市内の浸水想定区域や避難所などのハザード情報を、GIS（地理情報システム）を利用して確認できるシステムです。



URL：<https://experience.arcgis.com/experience/42a05a4abc8d4a6b860ec6b8657736ba/>

（３）避難先を決める

◆ 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは災害の危険から命を守るために緊急的に避難する施設、又は場所のことをいいます。

◆ 指定避難所

災害の危険が無くなるまで一定期間滞在し、又は自宅が被災するなどして帰宅できなくなった人が一定期間の避難生活を送る施設のことをいいます。

◆ 指定福祉避難所

一般の指定避難所での生活が困難な要配慮者のために、福祉避難所として指定されている施設に移動していただくことがあります（二次避難）。施設の安全状況や、他の利用者の状況など確認したうえで受入れ調整をすることになるため、直接避難はせず、まずは一般の避難所へ避難してください。

ハザードマップを確認したうえで、いくつかの避難先を決めておきましょう。

《避難先の確認方法》

指定緊急避難場所	災害の種類							指定避難所	住所	電話番号
	地震	津波	高潮	洪水	まちの浸水	土砂災害	大火事			
花川中学校	△	○	○	○	○	○	×	○	花川北 4 条 1-2-1	74-2032
花川中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○			
双葉小学校	△	○	○	○	○	○	×	○	花川北 4 条 3-1	74-0494
双葉小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○			
若葉公園	○	○	○	○	○	○	○		花川北 4 条 3-2	-
花川北コミュニティセンター	△	○	○	○	○	○	×	○	花川北 3 条 2-198-1	74-6525
学び交流センター星置養護学校石狩紅葉山校舎	△	○	○	○	○	○	×	○	花川北 3 条 3-1	76-1101
星置養護学校石狩紅葉山校舎グラウンド	○	○	○	○	○	○	○			
花川北中学校	△	○	○	○	○	○	×	○	花川北 3 条 4-130	74-5957
花川北中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○			
紅葉山公園	○	○	○	○	○	○	○		花川北 2 条 3-210	-
紅南小学校	△	○	○	▲	○	○	×	○	花川北 1 条 6-1	74-0318
紅南小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○			
紅南公園	○	○	○	×	○	○	○		花川北 1 条 6-2-1	-
※ 地区以外の指定緊急避難場所										
花川小学校	△	○	○	○	○	○	×	○	花群 1 条 1-7	64-5316
花川小学校グラウンド	○	○	○	×	○	○	○			
南線小学校	△	○	○	○	○	○	×	○	花川南 3 条 1-18	73-2042
南線小学校グラウンド	○	○	○	○	○	○	○			

地区防災ガイドの指定緊急避難場所一覧では、災害の種別ごとに避難所の使用可否が確認できます。例えば、洪水が「×」となっている施設は、洪水が発生した際に浸水するおそれがあることから、避難先としては適していません。このように災害ごとに避難先を確認しておきましょう。

(4) 避難方法を確認する

あらかじめ現地の状況やハザードマップで安全に避難できる経路を確認しておきましょう。

◆ 避難ルートを選ぶ

- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域は避ける
- ・ 道路幅員が狭い道や、交通混雑が予想される場所は避ける
- ・ 防風林等の倒木の可能性がある道は避ける、等



◆ 移動手段を確認しておく

徒歩、車イス等の移動手段や支援の必要性について確認しておきましょう。また、車で移動可能な場合は、誰が運転するのかまで決めておき

ましょう。

(5) 支援の依頼・物資の準備

① 支援の依頼

避難支援の実施については、まずは家族や親族等、本人の状態や必要な配慮について一番理解している方を中心に準備しましょう。家族や親族が遠方に住んでいる等、支援が難しい場合には平常時から関わりのある友人や知人、隣近所等に支援を依頼できる人を見つけておきましょう。

なお、避難支援者は必ずしも個人で担う必要はなく、町内会・自治会や自主防災組織、その他の地域団体等が担うことも想定されます。そのため、平常時から本人や家族が隣近所とコミュニケーションを取り、地域の行事に積極的に参加する等、支援を依頼できる関係性を構築しておくことも大切です。

《避難支援者のポイント》

- まずは家族や親族
- 平常時から交流のある友人や知人、隣近所
- 町内会・自治会や自主防災組織、その他の地域団体

② 物資の準備

災害発生時の迅速な避難のために、平常時から必要な持出品を確認し、すぐに取り出せるように準備しておきましょう。

《非常時持出品（参考）》

- 貴重品（スマートフォン、現金、印鑑、マイナンバーカード、免許証、通帳等）
- 生活必需品（常備薬、眼鏡・コンタクト、歯ブラシ、入れ歯、生理用品、紙おむつ、杖やストーマ装具等）
- 食料品等（飲料水、非常食、食器類等）
- 情報収集品（ラジオ、筆記用具、ノート等）
- 便利品（懐中電灯、ナイフ・缶切り、ライター、ホイッスル、マスク、レジャーシート、スリッパ、防寒着、毛布、モバイルバッテリー等）



石狩市では、災害時に備え、各種防災備蓄品を各指定避難所に分散備蓄していますが、数量には限りがあることから、各家庭においても最低3日分、可能な限り7日分の備蓄をしておきましょう。

(6) 「わたしの避難計画」を記入する

① 様式について

わたしの避難計画			
		作成日： 年 月 日	
ふりがな		せいねんがっぴ 生年月日	ねん がつ 日にち(さい) 年 月 日(歳)
しめい 氏名		せいべつ 性別	
じゅうしょ 住所	〒 いしかりし 石狩市	じたくでんわ 自宅電話	
		けいたいでんわ 携帯電話	
		ふあっくす FAX	
しんしんとう じょうきょう 心身等の状況	<input type="checkbox"/> ようかいご 要介護() <input type="checkbox"/> しんたい 身体() <input type="checkbox"/> せいしん 精神() <input type="checkbox"/> その他()		
はいりょ ひつよう じこう 配慮が必要な事項	あてはまる項目すべてに✓をしてください <input type="checkbox"/> ストーマ装具 <input type="checkbox"/> じんこうこきゅうき 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> じんこうとうせき 人工透析 <input type="checkbox"/> けいかんいよう 経管栄養 <input type="checkbox"/> めみ 目が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> みみき 耳が聞こえない(聞こえにくい) <input type="checkbox"/> あること たつことができない <input type="checkbox"/> ことば もじ りかい むずかい 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> きけん 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> かお み かぞく ちしん 顔を見て家族や知人だとわからない <input type="checkbox"/> くるま りよう 車イスの利用 <input type="checkbox"/> でんどう りよう 電動ベッドの利用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
ひなんじ ひつよう しえん 避難時に必要な支援			
せたいじょうきょう 世帯状況	<input type="checkbox"/> ひとりく 一人暮らし <input type="checkbox"/> かぞく どうきょ 家族と同居 <input type="checkbox"/> かぞくこうせい 家族構成		
していひなんじょ 指定避難所	こうずい 【洪水】 ひなんさき 避難先		ひなんけいろ 【避難経路】
	じゅうしょ 住所		
	じしん つなみ 【地震・津波】 ひなんさき 避難先		
	じゅうしょ 住所		
きぼう していふくし 希望する指定福祉避難所	ひなんさき 避難先		
	じゅうしょ 住所		
※災害の状況によっては、計画どおりに避難できない場合があります。当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更しましょう。			
			裏面もあります→

わたしの避難計画【裏面】				
ひなんしえんしゃ 避難支援者	しめい 氏名		ほんにん かんけい 本人との関係	
	じゅうしょ 住所	〒		
	れんらくさき 連絡先	じたくでんわ 自宅電話		
		けいたいでんわ 携帯電話		
		メールアドレス		
	しめい 氏名		ほんにん かんけい 本人との関係	
じゅうしょ 住所	〒			
れんらくさき 連絡先	じたくでんわ 自宅電話			
	けいたいでんわ 携帯電話			
	メールアドレス			
ひなんじ も もの 避難時の持ち物				
びこう 備考				
りゅうい じこう 留意事項				
<p>1. 個別避難計画について 個別避難計画の作成により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難支援等関係者から避難行動の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者やその家族の安全が前提となるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。 また、避難支援者は避難支援を実施できなかった場合について、法的な責任や義務を負うものではありません。</p> <p>2. 個人情報の取り扱いについて ここに記載されている情報は、災害時の安否確認や避難支援に係る目的以外には一切使用しません。</p> <p>① 平常時 避難支援等関係者（石狩消防署・札幌北警察署・石狩市社会福祉協議会・民生委員・町内会長）に情報を提供します。ただし、平常時の情報提供に同意しない場合は情報を提供しません。</p> <p>② 災害が発生し、又は発生するおそれがある時 避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者および福祉事業者などの関係機関に情報を提供します。</p>				
<p>上記のことを理解したうえで、個別避難計画の記載内容に誤りがないことを確認するとともに、個別避難計画に記載された情報を平時から関係機関に提供することに</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない</p> <p style="text-align: center;">ねん がつ にち 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">しめい 氏名</p>				
さくせいしえんしゃ 作成支援者	ふりがな		れんらくさき 連絡先	
	しめい 氏名		じぎょうしょ だんたい 事業所・団体	
	じゅうしょ 住所	〒		

② 記載要領について

◆作成日

個別避難計画を作成した日を記入してください。

◆本人の基本情報

氏名／生年月日／性別／住所／連絡先（電話・FAX）／心身等の状況について記入してください。

◆配慮が必要な事項

避難支援の際や避難先での生活においても重要な情報となることから、医療的ケアの状況も含めて記入してください。

◆避難時に必要な支援

避難時に希望する支援を記入してください。

◆世帯状況

世帯の状況、家族構成について記入してください。別居している家族については記入不要です。

◆避難先の情報

自宅外への避難が必要な場合の避難先として決めた避難所について記入してください。また、ハザードマップ等を確認して、避難経路も記入しましょう。

※避難計画に記載したからといって必ず避難先へ避難する必要はありません。自宅が安全な状況であれば、在宅避難も選択肢の一つとして準備し

ておきましょう。

※福祉避難所については、施設の安全や他の入所者の状況も確認したうえで受入れを調整することとなるため、直接避難することはできません。

※災害状況によっては設定した避難経路が使用できない場合があります。当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更しましょう。

◆避難支援者

まずは家族や親族等、本人の状態をよく理解している人に依頼をし、家族や親族が対応困難な場合は、平常時から関わりのある友人・知人や町内会・自治会、自主防災組織等の地域団体を記入してください。**最終的に避難支援者を選定できない場合は、避難支援者は空欄で計画を作成してください。**作成後に避難支援の依頼が可能の方が見つかった場合は、その旨を市に報告して、個別避難計画の内容を変更してください。

◆避難時の持ち物

すぐに避難できるように最低限必要な持出品を記入しておきましょう。持出品の保管場所についても記入しておくとなんとすぐに取り出すことが可能です。

◆備考

その他の避難支援において重要な情報となる事項や、各項目で記入しきれなかった内容などを記入してください。

◆留意事項／個別避難計画作成の同意確認欄

個別避難計画を作成するうえでの留意事項について、必ず確認してくだ

さい。内容を確認したら、個別避難計画の作成、計画に記載された情報を関係者へ提供することの同意確認欄にチェックを入れ、署名欄に記入してください。自署することができない場合には、作成支援者が代筆することも可能です。

作成した個別避難計画は原本を石狩市へ提出し、避難行動要支援者および避難支援者のみで共有するものとし、個別避難計画の内容については、避難行動要支援者が同意した人以外が平常時に閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとします。

◆作成支援者の情報

本人以外が作成した場合は、作成支援をした方の情報を記入してください。



第4章 避難行動要支援者等への配慮について

災害発生時に迅速に避難し、災害による被害の減少のためには、平常時から避難行動要支援者と避難支援者の良好な関係構築が大切です。この章では、避難行動要支援者に関することについて一般的なことを紹介します。日常の見守り活動や避難支援の参考としてください。

1 聴覚障がいについて

音からの情報判断が困難となり、テレビやラジオ、電話での情報収集が難しく、適切な行動と状況の認識が不十分となります。周囲の人が協力して安全な行動を支援することが大切です。声を出して話せる人もいますが、相手の声は聞こえていない場合があります。補聴器をつけている人もいますが、必ず聞こえているとは限らず、相手の口の形で話の内容を補っている人もいます。

《自分の身を守るために》

- ① 外出時は筆談のため、常にメモと筆記用具を携帯しましょう。
- ② 重要な情報は音声によるものが多いため、筆談などで積極的に情報収集しましょう。

《聴覚障がいのある人のために》

- ① 音声による情報が伝わりにくいため、筆談や手話、身振りなどで適切な情報を提供しましょう。
- ② 口の動きで言葉を理解できることもあります。できるだけ大きく口を開けて話しかけましょう。
- ③ 通信回線が機能しているとき、FAX やインターネットなども情報提供の手段に活用しましょう。
- ④ 停電の際には、懐中電灯で自分の口元を照らして話しましょう。

2 視覚障がいについて

視覚障がいのある人の中には、全く見えない人と見えにくい人がいます。見えにくい人の中には、細部がわからない、光がまぶしい、暗いと見えにくい、見える範囲が狭い人や特定の色が分かりにくい人等がいます。

《自分の身を守るために》

- ① 日頃から近所の人とコミュニケーションをとり、災害時の支援をお願いしておきましょう。また、緊急時の合図（笛など）も決めておきましょう。
- ② 外出時に災害が発生した場合は、周囲の人に目が不自由なことを伝え、支援をお願いしましょう。

《視覚障がいのある人を守るために》

- ① まずは声をかけ、どんなお手伝いができるか尋ねましょう。
- ② 慣れていない場所では一人の移動は困難です。誘導する際は肘を掴んでもらい、階段等の段差に気を配り、ゆっくり歩きましょう。白杖を持っている場合は、白杖を持っている手は持たないようにしましょう。
- ③ 白杖を高く上げた場合は、SOSのサインです。積極的に声をかけましょう。
- ④ 目からの情報を得にくいいため、災害の状況や必要な情報を伝え、安心感を持ってもらいましょう。
- ⑤ 「あちら」や「こちら」等の指示語はわからないため、「○センチ右」、「○歩前」など具体的な伝え方を心がけましょう。

3 肢体不自由について

肢体（両手と両足）不自由のある人の中には、上肢（腕や手）や下肢（足）に切断や機能障がいのある人、座ったり立ったりする姿勢転換や保持が困難な人、脳性麻痺の人等がいます。自力で災害に対応する行動が制限さ

れることもあり、周囲の人の支援が大切です。

《自分の身を守るために》

- ① 車イスや歩行補助具等、避難時に必要なものはすぐに使用できる場所に置きましょう。
- ② 災害が起きても車イスの通行に支障のないように、通路の確保を心がけましょう。

《肢体不自由のある人を守るために》

- ① 肢体不自由のある人に進んで声をかけ、適切な情報提供と支援に努めましょう。
- ② 車イスを使用している人と立った姿勢で話すと上から見下ろされる感じがして身体的・心理的な負担となるため、視線を合わせて話をしましょう。
- ③ 段差や階段、手動ドア等があると、一人では進めない人や歩行が不安定で転倒しやすい人もいるため、歩行の補助を行う等、積極的に支援しましょう。

4 内部障がいについて

内臓機能（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、膀胱、直腸、小腸等）や免疫機能に障がいのある人で、ペースメーカーや酸素ボンベ、人工呼吸器等を使用している人や人工透析が定期的に必要となる人がいますが、災害の状況によっては通院することが困難な場合もあります。外見からは分からないため、周囲の理解が得られにくい等、心理的なストレスを受けやすい状況にあります。

《自分の身を守るために》

- ① かかりつけの医師に、災害時や通院できない時の対処を確認しておきましょう。

- ② 本人や家族の方は、緊急時の医療機関の連絡先を控えておきましょう。
- ③ カレンダー等に、かかりつけの病院を記入し、支援者にわかるよう家中の壁に貼っておきましょう。

《内部障がいのある人のために》

- ① 内部障がいのある人は、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることや、医療的な処置が必要な場合があることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。

5 知的障がい／発達障がいについて

◆ 知的障がい

危機的状況を瞬時に認識して、危険回避の行動を取るのが困難です。複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい場合があります。また、自分の意見を言うのが苦手な人や、漢字の読み書きや計算が苦手な人等、障がいの程度も様々です。

◆ 発達障がい

自閉症、注意欠陥等、脳機能の障がいであって、通常低年齢において症状が発現するものです。自閉症には知的障がいを伴う場合と伴わない場合があります。外見からは分かりにくいいため、障がいについて理解されず、支援を受けにくいことが多いです。

《自分の身を守るために》

- ① 日頃から服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。
- ② 隣近所に、災害時の支援について協力を依頼しておきましょう。

《知的障がい・発達障がいのある人のために》

- ① 相手の言ったことを繰り返す時は、相手の言っていることを理解できていない場合があります。遠回しの言い方や曖昧な表現は避け、具体的に

わかりやすく説明しましょう。

- ② 穏やかな口調で精神的な動揺を和らげてあげるように、絵や図など用いる等の工夫もしながら、丁寧にコミュニケーションを取るように配慮しましょう。

6 精神障がいについて

精神障がいのある人は、気分障害（うつ病等）などにより、日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。適切な治療を受け服薬をすることと、周囲の理解があれば地域で安定した生活を送ることができます。また、災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合がありますが、多くは自分で危険を判断し、行動することができます。

外見からはわかりにくく、障がいについて理解されず、病気について他人に知られたくないと思っている人もいることから、孤立してしまいがちです。災害時のショックやストレスは、病状悪化や再発のリスクを高める可能性もあることから配慮が必要です。

《自分の身を守るために》

- ① 日頃から服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。
- ② 孤立しないように家族や知人と一緒に行動するよう相談しておきましょう。

《精神障がいのある人のために》

- ① 一度にたくさんのことを言うと混乱する可能性があるため、短い文章で明確にゆっくりと丁寧なコミュニケーションを心がけましょう。

7 要介護の方について

高齢による身体機能の低下や病気等により日常生活において介助を必要とする人は、災害時に一人で避難行動を取ることが困難です。

《自分の身を守るために》

- ① 日頃から、家族や隣近所との交流をとおして、緊急時の支援について相談しておきましょう。
- ② 常備薬や災害時の措置（通院が困難な場合等）について、事前に主治医に相談しておきましょう。
- ③ 寝たきりの方については、家族だけの対応が困難です。隣近所の人等と緊急時の対応について相談しておきましょう。

《高齢や病気により介護が必要な人のために》

- ① 寝たきりの人を搬送する場合には、担架等を活用する必要があります。簡易担架の作り方を覚えておく等の準備をしておきましょう。また、搬送要領や協力体制についても平時から町内会・自治会等、地域で話し合っておきましょう。



いしポ

🔍 石狩市 いしポ ✕

今すぐダウンロード



令和7年3月24日
から運用開始中！

 App Store
からダウンロード

 Google Play
で手に入れよう



防災無線 の情報が
いつでもどこでも
スマホ で見られる！

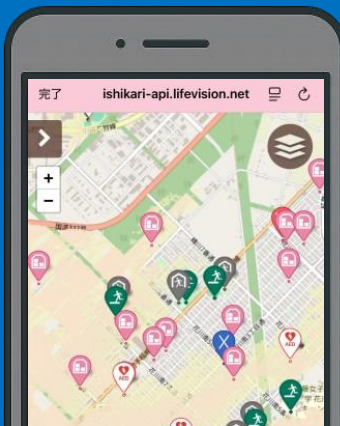
お役立ち情報
無料 アプリ

メニュー
画面

広報誌

マップ

災害
モード



いしポの 主な機能を紹介

- ・石狩市からの **お知らせ** や **防災情報** がスマートフォンに届きます
- ・防災行政無線が聞こえにくい地域でも、**緊急情報** を確実に受け取れます
- ・**ヒグマの出没情報** や **熱中症等の注意情報** なども、わかりやすく早めに通知されます
- ・災害時は画面が **緊急モード** に切り替わり、避難を促します
- ・現在地から **避難所までのルート** を **地図で案内する機能** もあり、安全な避難をサポートします
- ・**市の施設予約** や **ごみ分別アプリ** など、生活に役立つサービスにも **簡単にアクセス** できます
- ・日本語のほか、**英語・韓国語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語** に対応しています
- ・文字の **読み上げ機能** や、**大きくて見やすいボタン** で、誰でも使いやすいアプリです



インストール手順

Step1 ライフビジョン（いしぽ）のインストール方法

①インストールボタンをタップし、アプリをインストールしてください。

②インストール完了後、スマートフォンのホーム画面に



このアイコンが表示されます。



Step2 初期設定の方法（初期設定はインストール時一回のみです。）

「地域を選択してログイン」を選択

**市内在住の方はお住まいの郵便番号7桁を、
市外在住の方は「0613292」**を入力し検索

地域を確認「次へ」を選択

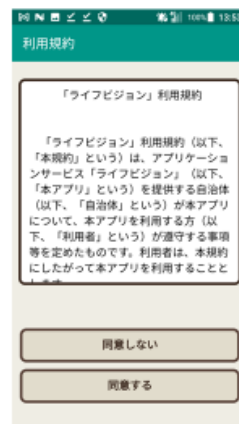
情報受信を希望する地域を選択



情報受信を希望する地域（詳細）を選択

受信を希望する情報を選択

利用規約を確認し「同意する」を選択



以上で設定は完了です。
最初の画面が表示されます。

※ダウンロードは無料です。
本アプリのダウンロードおよびご利用には別途通信料がかかり、利用者様のご負担となります。
環境や機器によって、一部または全部の機能がご利用いただけない場合がございます。



石狩市緊急情報 電話配信サービス



石狩市緊急情報電話配信サービスとは？

災害発生時に石狩市が発信する緊急情報等をご自宅の固定電話やFAXで受け取ることができるサービスです。

携帯電話やスマートフォンなどをお持ちでない方は、ぜひご利用ください。

※スマートフォンをお持ちの方は

石狩市行政情報ポータル「いしポ」をご利用ください。
(詳しくは「広報いしかり4月号P.6」をご確認ください。)



アプリのダウンロードはこちら



Androidから



iPhoneから

迅速・正確な情報を提供する



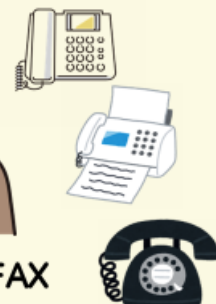
発信者



石狩市緊急情報
電話配信サービス



固定電話・FAX



対象者

原則として、石狩市内在住でスマートフォンやタブレット等をお持ちでない方

発信内容

国が発信する国民保護情報のほか、気象警報の発表、避難情報や避難所開設に関する情報、災害時における緊急情報など

(電話を受けると、自動音声で情報が流れます。)

費用

登録料や通信料はかかりません、無料でご利用いただけます。

<お問合せ>

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市総務部危機管理課

電話：0133-72-3190 FAX：0133-75-2275

Mail：kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

登録方法については裏面へ→

石狩市緊急情報電話配信サービス登録申込書

「石狩市緊急情報電話サービス」では、災害時の緊急情報などを電話やFAXで受け取ることができます。本申込書へ記入のうえ、直接ご持参いただくか、FAXまたは郵送により、以下の担当窓口まで提出してください。

ふりがな 氏名	
住所	〒 ー 石狩市
申込内容	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除 いずれかに✓をしてください
電話番号	0133ー ー
FAX	0133ー ー

【利用規約】

1 ご利用条件

石狩市内在住で携帯電話やスマートフォンによる情報入手が困難な方に限ります。また、新たにスマートフォン等をお持ちになった場合は登録を解除してください。

2 配信について

配信する情報は国民保護情報のほか、気象警報・避難情報等ですが、市が必要と判断した場合にはその他の情報も配信します。また、防災行政無線の内容が必ず配信されるわけではありません。登録者に一斉配信しますので、お住いの地区以外の情報も配信されます。気象警報の発表や災害の発生により深夜に電話がかかってくる場合もありますのでご了承ください。

3 ご利用上の注意

電話回線の状況等により配信が遅延または配信できない場合がありますので、テレビやラジオ等の手段による情報収集もお願いします。

4 免責事項

本サービスの利用により、直接的または間接的に利用者等が被害を被った場合でも、石狩市は一切の責任を負いません。

5 個人情報

本申込書に記載された情報は、本システムの運用目的以外には一切使用しません。

6 ご利用方法

【0570-095-999】の番号から電話がかかります。電話は30秒間呼び出され、出ない場合は自動的に切れます。3分間の間隔をおいて最大3回電話がかかります。内容を確認したら「#」を押して切ると終了です。「#」を押さずに切ると再度電話がかかります。初回は配信試験のため電話がかかります。内容を確認したら「#」を押して電話を切ってください。なお、アナログ回線(黒電話)ご利用の方につきましては、配信試験および試験以降の配信についても3回同じ内容の電話がかかりますのでご了承ください。

【提出先】

【石狩市役所本庁舎】

〒061-3292
石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市総務部危機管理課
電話：0133-72-3190
FAX：0133-75-2275

【石狩市役所厚田支所】

〒061-3692
石狩市厚田区厚田45番地5
厚田支所地域振興課
電話：0133-78-2011
FAX：0133-78-2718

【石狩市役所浜益支所】

〒061-3197
石狩市浜益区浜益2番地3
浜益支所地域振興課
電話：0133-79-2111
FAX：0133-79-3702

お近くの窓口に登録申込書をご持参いただくか、郵送・FAXなどでご提出ください。
お申込みをもって利用規約に同意されたものとみなします。

避難行動要支援者支援マニュアル

沿革

平成28年 3月 策定

平成30年 9月 改訂

令和 8年 3月 改訂